

仙台市頑張る商店街応援事業助成金交付要綱 別表

事業メニュー	事業要件等
<p>通常枠・地域課題解決枠</p>	<p>1 助成対象事業者 本市の区域内に住所を有する者により構成される次のいずれかの団体（以下「商店街等」という。）又は複数の商店街等で組織された実行委員会等とする。 (1) 商店街振興組合 (2) 地域商業振興を目的とする事業協同組合（※） (3) 地域商業振興を目的とする一般社団法人（※） (4) 任意の商店会（※） （※）については、近接して事業を営む10名以上で、主に小売業、サービス業又は飲食業で構成される団体とする。</p> <p>2 助成対象事業 (1) 賑わい創出や回遊性の向上、個店の売上向上等、商店街活性化に資する事業とし、本市の他の助成金が交付されていないものとする。 また、通常枠にかかる本助成金の交付は一つの交付対象団体につき同一年度内2件を限度とする。 (2) 当該事業は、当該商店街等において理事会等により事業実施の承諾を得られたものであること。</p> <p>3 助成対象経費 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費のうち次の各号に掲げるものとする。 (1) 会場設営費（会場・出演者控室・駐車場の借上料、舞台・照明・音響設備その他機材の設置費用及びレンタル料、誘導看板・のぼり・フラッグその他備品(※)の取得・設置費用及びレンタル料、飲食提供などに使用する燃料費など） ※ただし、備品の取得については、継続的に同種の目的で利用するものを対象とし、当該備品の取得費用に対する助成割合は、総事業費の1/5以内とする。 (2) 宣伝広告費（チラシ、ポスター、マップ、抽選券、クーポン券、スタンプラリー台紙及びダイレクトメールの印刷料、コマーシャルの委託料、打ち上げ花火代、宣伝のために無料で配布するものに支払う経費、景品(※)として助成対象者の地元に関係する物産等を購入する経費など） ※ただし、景品の購入費の合計金額は、総事業費の1/10以内とし、賞金や商品券等は対象外とする。 (3) 賃金（必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代(※)として支払われる経費） ※ただし、交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する賃金、従来から雇用している職員やアルバイトについての費用振替、長期間の継続雇用は対象外とする。また、領収書等は個人ごとに作成するものとし、複数名に一括で支払った場合は対象外とする。 (4) 報償費（出演料、謝礼(※)など。） ※ただし、交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する報償費は対象外とする。また、謝礼は御礼等のために物品を購入する経費とし、酒類の購入経費は対象外とする。 (5) 委託料（企画運営や交通整理、ホームページ作成・改修などについて業務の一部を外部委託するための費用） (6) 事業実施に必要な消耗品費等（事務用品類及び耗品の購入またはサービスの利用に関わる経費） (7) 役務費（保険料、道路使用・占用申請料、振込み手数料、代引き手数料など）</p>

(8) その他市長が必要と認める経費

4 助成金の交付額等

本助成金は、助成額を含む総事業収入額が総事業費を超えない範囲で交付する。

(1) 通常枠

助成金の交付額は、助成対象経費の合計額の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、1件30万円を限度とする。

(2) 地域課題解決枠

仙台市商店街助成事業審査会(以下「審査会」という。)が認めた事業(以下「地域課題解決枠」という。)に対する助成金の交付額は、助成対象経費の合計額の3分の2以内の額（千円未満切捨て）とし、1件100万円を限度とする。

なお、審査会の組織、運営等については、別に定める。

<p>商店街立ち上げ 支援枠</p>	<p>1 助成対象事業者 本市の区域内に住所を有する者により構成される、設立して3年度以内（設立した年度を含む）の次のいずれかの団体（以下、「新興商店街等」という。）であって、近接して事業を営む4名以上10名未満で、主に小売業、サービス業又は飲食業で構成される団体（構成員が営む事業所の所在地またはその近隣に商店街等がない場合に限る）。ただし、設立した年度に当助成金の交付を受けなかった場合は、設立した年度を含まず3年度以内とすることができる。</p> <p>(1) 地域商業振興を目的とする事業協同組合 (2) 地域商業振興を目的とする一般社団法人 (3) 任意の商店会</p> <p>2 助成対象事業 (1) 新興商店街等が実施する商店街活性化に資する事業とし、本市の他の助成金が交付されていないものとする。また、本助成金の交付は一つの交付対象団体につき同一年内1件を限度とする。 (2) 上記事業は、当該商店街等において理事会等により事業実施の承諾を得られたものであること。</p> <p>3 助成対象経費 通常枠・地域課題解決枠と同様とする</p> <p>4 助成金の交付額等 助成対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、20万円を限度として助成額を含む総事業収入額が総事業費を超えない範囲で交付する。</p>
------------------------	---